

野村産業株式会社 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 2年11月 1日～令和 5年10月31日までの 3年間

2. 内容

目標1：令和 4年12月までに、子どもの出生時に父親が取得できる休暇制度の取得推進及び改正を検討する。

<対策>

- 令和 3年 1月～ 社員のニーズの把握、検討開始
- 令和 5年度～ 改正制度の導入、管理職研修及び社内広報誌などによる社員への周知

目標2：令和 4年12月までに、従業員全員の所定外労働時間を、1人当たり年間300時間未満とする。

<対策>

- 令和 3年 1月～ 所定外労働の原因の分析等を行う
- 令和 3年 7月～ 社内広報誌等による社員への周知
- 令和 4年 1月～ 各部署における問題点の検討及び研修の実施

目標3：事業所周辺の小中学校の生徒を対象に、工場見学ができる「子ども参観日」を創設する。

<対策>

- 令和 3年 2月～ 受け入れ方法や体制についての検討
- 令和 3年 9月～ 関係機関、学校との連携
- 令和 3年11月～ 参観日の実施、次回に向けての検討